



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局



Press Release

報道関係 各位

令和元年 12 月 25 日

【照会先】

秋田労働局職業安定部職業対策課
課長 齊藤 勉
地方障害者雇用担当官 福田 英一
電話番号 018-883-0010

民間企業の障害者雇用率は過去最高の 2.14%

—秋田県における障害者雇用状況の集計結果(令和元年6月1日現在)—

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は 2.2%)以上の障害者を雇うことを義務付けており、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況について報告を求めています。

秋田労働局では、秋田県内に本社を置く企業の令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況を集計しましたので、その結果を公表します。

令和3年4月より前までに、法定雇用率が 2.3%(民間企業の場合)に引き上げになることを踏まえ、引き続き障害者雇用の更なる推進のための取組みを進めていきます。

【集計結果の主なポイント】 雇用障害者数、雇用率は過去最高を更新

- 雇用障害者数は**9年連続で過去最高を更新、障害種別では精神障害者が大幅に増加**
 - ・雇用障害者数 2,334.5 人→2,409.5 人 前年より 3.2%(75.0 人)増加
 - 雇用率は**7年連続で過去最高を更新**
 - ・雇用率は 2.07%→2.14% 前年比 0.07 ポイント上昇(全国平均 2.11%、前年比 0.06 ポイント上昇)
 - 法定雇用率達成割合は 60.4%と前年比 2.4 ポイント上昇(全国平均 48.0%、前年比 2.1 ポイント上昇)
- ※全国9番目
- *雇用率…全国 33 番目(前年 30 番目)、東北では3番目
(青森 2.29%、岩手 2.27%、**秋田 2.14%**、宮城 2.11%、福島 2.11%、山形 2.09%、東北平均 2.17%)
- *法定雇用率達成割合…全国 9 番目(前年 10 番目)、東北では1番目
(**秋田 60.4%**、岩手 56.6%、青森 55.1%、福島 54.7%、山形 53.2%、宮城 50.4%、東北平均 55.1%)

※昭和 51 年 10 月以降、障害者を雇うことを義務付けされておりますが、数値が確認できる昭和 63 年報告以降を基準に表現しております。

障害者雇用状況報告の集計結果(概要)

民間企業における雇用状況

[第1表～第5表]

(1) 雇用されている障害者の数、雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ① 民間企業(法定雇用率 2.2%)に雇用されている障害者の数は 2,409.5 人で、前年より 75.0 人増加(前年比 3.2%増加)し、9年連続で過去最高となった。
- ② 雇用障害者で、身体障害者は 1,471.5 人(7.0 人減少、前年比 0.5%減少)、知的障害者は 640.0 人(29.0 人増加、前年比 4.7%増加)、精神障害者は 298.0 人(53.0 人増加、前年比 21.6%増加)と、身体障害者以外では前年より増加し、特に精神障害者の伸びが大きい。
- ③ 雇用率は、7年連続で過去最高を更新し 2.14%、法定雇用率達成企業割合は 60.4%(達成企業数は 463 社)となった。



(参考)

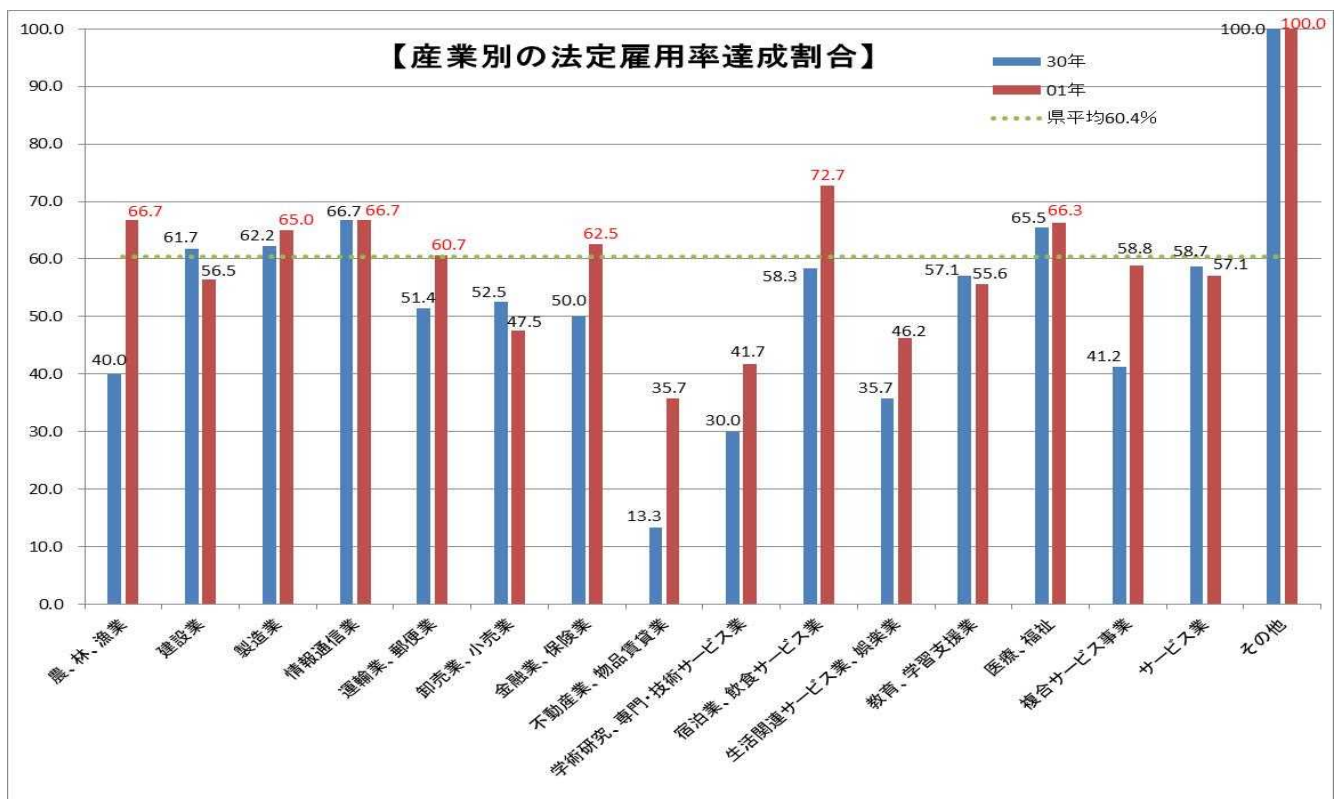
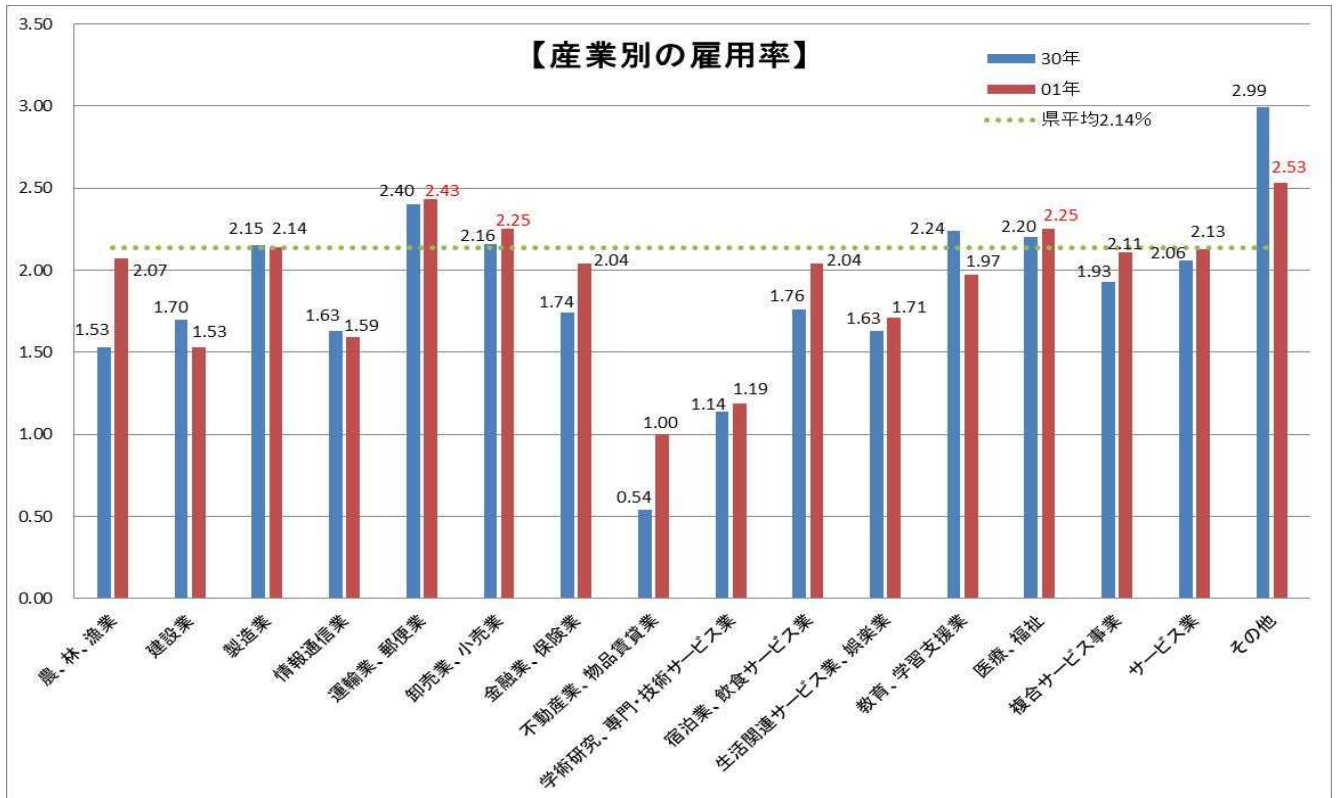
事業主区分	法定雇用率	雇用義務対象労働者数
民間企業	2.20%	45.5人以上
国、地方公共団体	2.50%	40.0人以上
都道府県等教育委員会	2.40%	42.0人以上

(2) 企業規模別の状況 [第3表]

- ① 雇用されている障害者の数は、300～500 人未満規模の企業で微減したが、それ以外の規模で前年より増加した。
- ② 雇用率は、500～1,000 人未満規模の企業で前年を下回ったが、それ以外の規模で前年を上回った。また、300～500 人未満規模、500～1,000 人未満規模、1,000 人以上規模の企業において、秋田県平均の雇用率(2.14%)を上回った。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、300～500 人未満規模は前年を下回ったが、それ以外の規模の企業は前年を上回った。

(3) 産業別の状況 [第4表]

- ① 雇用されている障害者の数は、「建設業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「その他」において減少したが、他の業種では前年より増加した。
- ② 雇用率は、「運輸業、郵便業」(2.43%)、「卸売業、小売業」(2.25%)、「医療、福祉」(2.25%)、「その他」(2.53%)、が法定雇用率を上回っている。
- ③ 雇用率が低いのは、「不動産業・物品賃貸業」(1.00%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(1.19%)である。



第1表 民間企業における障害者の雇用状況(令和元年6月1日現在)

区 分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数					④ 雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$		
秋田県	766 社	112,810.5 人	413 人	86 人	1,334 人	327 人	2,409.5 人	2.14 %	60.4 %
	(773)	(112,620.5)	(411)	(80)	(1,277)	(311)	(2,334.5)	(2.07)	(58.0)
全 国	101,889	26,585,858.0	121,377	16,845	278,430	45,159	560,608.5	2.11	48.0
	(100,586)	(26,104,834.5)	(117,892)	(16,026)	(262,305)	(41,309)	(534,769.5)	(2.05)	(45.9)

【第1表】

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外相当数(身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するにあたりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するにあたり0.5カウントしている。
- ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
- ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 下段の()内は平成30年6月1日現在の数値である。

第2表 民間企業における障害種別雇用状況(令和元年6月1日現在)

①障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. Dのうち、(注5)に該当する労働者	F. 計 $C + (D - E) \times 0.5 + E$
2,409.5 人	357 人	65 人	649 人	87 人	1,471.5 人	56 人	21 人	408 人	198 人	640.0 人	211 人	108 人	66 人	298.0 人
(2,334.5)	(357)	(61)	(661)	(85)	(1,478.5)	(54)	(19)	(391)	(186)	(611.0)	(168)	(97)	(57)	(245.0)

【第2表】

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②、③E欄及び④F欄の計である。
- 2 ②、③A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するにあたりダブルカウントとしている。
- 3 ②、③D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者、④D欄の精神障害者(E欄(注5参照)に該当する者を除く。)である、短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、F欄を算出するにあたり0.5カウントとしている。
- 4 ②、③のA、C欄及び④C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②、③のB、D欄及び④D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④E欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
- ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
- ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神福祉手帳を取得した者であること。
- 6 下段の()内は平成30年6月1日現在の数値である。

第3表 民間企業における規模別障害者の雇用状況(令和元年6月1日現在)

企業規模	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③障害者の数					④ 雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成 企業の割合
			A. 重度身体障害者 及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者 及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$		
45.5～	454 社	30,319.0 人	97 人	23 人	303 人	62 人	551.0 人	1.82 %	58.8 %
100人未満	(461)	(30,294.0)	(100)	(22)	(285)	(49)	(531.5)	(1.75)	(55.5)
100～	251	40,894.0	163	28	450	69	838.5	2.05	62.9
300人未満	(251)	(40,783.0)	(157)	(22)	(448)	(72)	(820.0)	(2.01)	(59.8)
300～	38	14,571.5	49	8	190	60	326.0	2.24	44.7
500人未満	(39)	(15,048.5)	(50)	(11)	(186)	(59)	(326.5)	(2.17)	(61.5)
500～	15	9,156.5	41	7	123	36	230.0	2.51	100.0
1,000人未満	(14)	(8,676.5)	(45)	(4)	(117)	(36)	(229.0)	(2.64)	(92.9)
1,000人以上	8	17,869.5	63	20	268	100	464.0	2.60	75.0
	(8)	(17,818.5)	(59)	(21)	(241)	(95)	(427.5)	(2.40)	(62.5)
合 計	766	112,810.5	413	86	1,334	327	2,409.5	2.14	60.4
	(773)	(112,620.5)	(411)	(80)	(1,277)	(311)	(2,334.5)	(2.07)	(58.0)

【第1表の注と同じ】

第4表 民間企業における産業別障害者の雇用状況(令和元年6月1日現在)

区 分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数					④ 雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（注４）	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（注５）	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5		
農、林、漁業	9 社 (10)	579.0 人 (655.0)	3 人 (3)	0 人 (0)	6 人 (4)	0 人 (0)	12.0 人 (10.0)	2.07 % (1.53)	66.7 % (40.0)
建設業	46 (47)	3,274.5 (3,266.0)	10 (12)	1 (0)	29 (31)	0 (1)	50.0 (55.5)	1.53 (1.70)	56.5 (61.7)
製造業	197 (201)	28,420.5 (28,199.5)	109 (116)	7 (8)	370 (353)	27 (26)	608.5 (606.0)	2.14 (2.15)	65.0 (62.2)
食料品・たばこ	28	3,344.0	12	1	44	18	78.0	2.33	71.4
繊維・衣服	28	3,197.0	17	1	56	5	93.5	2.92	82.1
木材・家具	13	1,288.5	6	0	19	0	31.0	2.41	76.9
電気機械	21	3,353.5	9	0	42	0	60.0	1.79	57.1
その他の機械	42	5,577.0	12	1	56	1	81.5	1.46	50.0
その他	65	11,660.5	53	4	153	3	264.5	2.27	64.6
情報通信業	15 (15)	1,755.5 (1,775.5)	8 (7)	1 (1)	11 (14)	0 (0)	28.0 (29.0)	1.59 (1.63)	66.7 (66.7)
運輸業、郵便業	33 (35)	3,194.5 (3,313.0)	20 (23)	0 (0)	35 (31)	5 (5)	77.5 (79.5)	2.43 (2.40)	60.6 (51.4)
卸売業、小売業	101 (101)	20,739.0 (20,611.5)	58 (54)	23 (25)	255 (238)	147 (147)	467.5 (444.5)	2.25 (2.16)	47.5 (52.5)
金融業、保険業	8 (8)	3,914.0 (4,022.5)	19 (20)	3 (1)	39 (29)	0 (0)	80.0 (70.0)	2.04 (1.74)	62.5 (50.0)
不動産業・ 物品賃貸業	14 (15)	1,100.0 (1,101.0)	3 (1)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	11.0 (6.0)	1.00 (0.54)	35.7 (13.3)
学術研究、専門・ 技術サービス業	12 (10)	839.5 (700.5)	2 (1)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	10.0 (8.0)	1.19 (1.14)	41.7 (30.0)
宿泊業、 飲食サービス業	22 (24)	2,619.5 (2,762.0)	6 (6)	5 (4)	32 (29)	9 (7)	53.5 (48.5)	2.04 (1.76)	72.7 (58.3)
生活関連サービス 業、娯楽業	26 (28)	3,210.0 (3,334.5)	2 (2)	6 (5)	35 (37)	20 (17)	55.0 (54.5)	1.71 (1.63)	46.2 (35.7)
教育、学習支援業	9 (7)	712.0 (624.5)	3 (3)	2 (0)	6 (7)	0 (2)	14.0 (14.0)	1.97 (2.24)	55.6 (57.1)
医療、福祉	205 (206)	30,532.5 (30,178.5)	117 (111)	32 (31)	375 (369)	95 (85)	688.5 (664.5)	2.25 (2.20)	66.3 (65.5)
複合サービス業	17 (17)	4,902.0 (5,027.5)	24 (21)	1 (1)	53 (53)	3 (2)	103.5 (97.0)	2.11 (1.93)	58.8 (41.2)
サービス業	49 (46)	6,780.5 (6,814.5)	29 (30)	5 (4)	71 (67)	21 (19)	144.5 (140.5)	2.13 (2.06)	57.1 (58.7)
その他	3 (3)	237.5 (234.5)	0 (1)	0 (0)	6 (5)	0 (0)	6.0 (7.0)	2.53 (2.99)	100.0 (100.0)
合 計	766 (773)	112,810.5 (112,620.5)	413 (411)	86 (80)	1,334 (1,277)	327 (311)	2,409.5 (2,334.5)	2.14 (2.07)	60.4 (58.0)

【第1表の注と同じ】

第5表 民間企業における雇用状況の推移(各年6月1日現在)

① 年	② 企業数 (社)	③ 算定基礎 労働者数 (人)	④ 障害者の数 (人)	⑤ 雇用率 (%)	⑥ 達成企業数 (社)	⑦ 達成企業の 割合 (%)
昭和63年	461	77,827	885	1.14	208	45.1
平成元年	475	79,775	960	1.20	233	49.1
平成2年	489	83,166	1,053	1.27	251	51.3
平成3年	514	85,714	1,189	1.39	272	52.9
平成4年	533	87,886	1,220	1.39	277	52.0
平成5年	542	88,223	1,233	1.40	271	50.0
平成6年	547	88,353	1,251	1.42	271	49.5
平成7年	554	88,978	1,287	1.45	289	52.2
平成8年	548	88,676	1,257	1.42	283	51.0
平成9年	543	88,949	1,311	1.47	295	54.3
平成10年	525	90,160	1,335	1.48	297	56.6
平成11年	593	94,665	1,397	1.48	301	50.8
平成12年	590	93,302	1,426	1.53	310	52.5
平成13年	576	91,775	1,416	1.54	286	49.7
平成14年	543	83,855	1,264	1.51	263	48.4
平成15年	550	83,507	1,255	1.50	271	49.3
平成16年	559	86,877	1,281	1.47	261	46.7
平成17年	550	86,738	1,273	1.47	257	46.7
平成18年	573	90,916	1,401	1.55	304	53.1
平成19年	574	91,916	1,422.0	1.55	307	53.5
平成20年	582	92,157	1,391.0	1.51	303	52.1
平成21年	564	88,342	1,354.5	1.53	290	51.4
平成22年	531	86,899	1,375.5	1.58	276	52.0
平成23年	569	97,607.0	1,495.0	1.53	289	50.8
平成24年	581	99,314.0	1,554.0	1.56	298	51.3
平成25年	664	102,810.0	1,714.0	1.67	339	51.1
平成26年	680	105,782.0	1,868.5	1.77	375	55.1
平成27年	682	107,025.5	1,971.5	1.84	393	57.6
平成28年	692	108,538.5	2,065.5	1.90	400	57.8
平成29年	680	106,660.0	2,109.5	1.98	415	61.0
平成30年	773	112,620.5	2,334.5	2.07	448	58.0
令和元年	766	112,810.5	2,409.5	2.14	463	60.4

第6表 障害者雇用状況報告に基づく秋田県内雇用率上位 10 社(令和元年6月1日現在)

	企業名	所在地	業種	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数(人)	雇用率(%)
1	社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協議会	秋田市	社会保険・社会福祉・介護事業	46.5	23.66
2	株式会社 秋田アルス	八峰町	ゴム製品製造業	88.0	21.59
3	秋田活版印刷 株式会社	秋田市	印刷業	51.0	15.69
4	キングタクシー 株式会社	秋田市	道路旅客運送業	71.0	9.86
5	公益財団法人 秋田市総合振興公社	秋田市	産業廃棄物処理業	130.5	9.20
6	秋田協同印刷 株式会社	秋田市	印刷業	83.5	8.38
7	シード 株式会社	北秋田市	繊維工業	61.0	8.20
	有限会社 佐々木化工所	仙北市	繊維工業	61.0	8.20
9	AOS 株式会社	三種町	ゴム製品製造業	255.0	7.45
10	株式会社 あきた創生マネジメント	能代市	社会保険・社会福祉・介護事業	54.0	7.21

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
- | | |
|--------------------------------------|--------|
| 一般の民間企業 | 2. 2 % |
| (45. 5人以上規模の企業) | |
| 特殊法人等 | 2. 5 % |
| 〔労働者数40人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等 | |
- 国、地方公共団体 …… 2. 5 %
(40人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 4 %
(42人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数
＋ 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

障害者雇用率 ＝ $\frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（１週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、１人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ①通報年の３年前の年に属する６月２日以降に採用された者であること。
- ②通報年の３年前の年に属する６月２日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得して者であること。

障害者雇用率達成指導の流れ

雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

